

厚木市里地里山保全等促進条例の概要

目 的

第1条 この条例は、里地里山の保全及び活用についての基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、里地里山活動団体及び市民の役割等を明らかにするとともに、里地里山の保全等を促進するために必要な事項を定めることにより、**里地里山の多面的機能の発揮及び次世代への継承を図り、もって市民の健康で心豊かな生活の確保に寄与すること**を目的とする。

多面的機能とは

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(4) 里地里山の多面的機能 **良好な景観の形成、生物の多様性の確保、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇及び教育的な活動の場の提供等**里地里山の有する多面にわたる機能をいう。



基本理念

第3条 里地里山の保全等は、里地里山の恵みを多くの市民が享受していることに鑑み、**里地里山の資源を市民共有の恵みとして位置付け、市、土地所有者等、里地里山活動団体、市民等が相互に連携し、及び協働して行われなければならない。**

2 里地里山の保全等は、里地里山の農林業の営みを尊重しつつ、**多様な分野にわたる活用を通じて、里地里山の多面的機能を発揮させ、その恵みを市民が将来にわたって享受できるよう継続的に**行われなければならない。

基本計画

第8条 市長は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。 → **厚木市里地里山保全等促進計画**

里地里山保全等促進委員会

第19条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市里地里山保全等促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。